

プロポーザル方式募集要領

次のとおり公募型プロポーザル方式を実施します。

令和5年4月21日
名張市長 北川 裕之

1 業務概要

(1) 業務の目的

現在L G W A N接続系環境で稼働している統合型行政内部情報システム（職員ポータル）のサーバ機器および関連設備の老朽化に伴いシステム更改を実施するもの。

(2) 業務名

名張市統合型行政内部情報システム再構築事業

(3) 業種

システム開発・管理

(4) 業務場所

名張市鴻之台1番町1番地 ほか 地内

(5) 業務内容

統合型行政内部情報システムの構築及びシステム利用

(6) 履行期間

ア. システム開発 期間契約締結日から令和5年12月31日まで

イ. システム運用期間 令和6年1月1日から令和11年12月31日まで（72月間）

(7) 予算額

下記に示す金額は、いずれも消費税及び地方消費税相当額を含まない。

なお、契約金額は開発事業者の決定後に詳細を打ち合わせの上で決定するものであり、提案上限額は契約金額を保証するものではない。

<提案上限額>

258,596,000円（税抜き）

（内訳）

ア システム開発業務委託	8,000,000円
イ システム利用（保守・運用管理含む）	250,596,000円

2 参加資格要件等

- ①名張市入札参加資格者名簿に対象業種の登録がされていること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

- ④名張市建設工事等資格停止措置要領（平成7年告示第48号）に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- ⑤名張市公募型プロポーザル方式実施指針（平成21年8月1日制定）第10条第2項に記載する対象業務等の特性に応じて必要と認める事項
- ア．必要とする技術者の状況等
- I SMS適合性評価制度又はプライバシーマーク制度の認証を取得しており、情報セキュリティ管理を的確に行う体制が整備されていること。
- また、本事業に従事する技術者は経済産業省所管の情報処理技術者試験の高度試験（現行）を有すること。
- イ．同種又は類似の業務等の実績
- 平成28年度～令和4年度の間、本市と同規模以上の自治体においてL G W A N接続系環境下での内部情報システムの導入等類似の業務を受注した実績を有すること。
- ウ．当該業務等の実施体制
- システム障害等やハード障害があった場合には、概ね1時間以内に速やかに駆け付け、十分なサポート対応ができること。

3 手続き等

(1) 所管室・連絡先

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地
 名張市総務部情報政策室
 電話 0595-63-7348
 FAX 0595-64-2560
 電子メール it@city.nabari.lg.jp 担当：中重

(2) 実施スケジュール

本調達における企画提案のスケジュールを以下に示す。

なお、下記スケジュールは予定であり変更する場合もある。その場合は事前に連絡を行う。

内容	日程・期限等
1) 公告（公募開始）日	令和5年4月21日（金）
2) 参加申込期間	令和5年4月21日（金）～令和5年5月2日（火）
3) 提案参加資格審査の結果通知	令和5年4月21日（金）～令和5年5月2日（火）
4) 提案参加決定事業者への書類配布	令和5年4月21日（金）～令和5年5月2日（火）
5) 質問書受付期間	令和5年4月21日（金）～令和5年5月7日（日）
6) 質問書回答予定日	令和5年5月10日（水）
7) 企画提案書の提出締切日	令和5年5月22日（月）
8) プレゼンテーション予定日	令和5年5月29日（月）
9) 審査結果通知/優先交渉権者決定	令和5年6月 5日（月）
10) 仕様詳細協議・契約交渉期間	令和5年6月 5日以降～

(3) 参加手続き

①公告（公募開始）

項目	内容
募集要領等の配付	令和5年4月21日（金）
配布資料	ア. 名張市統合型行政内部情報システム再構築事業公募型プロポーザル募集要領（様式第3号（本書）） イ. 参加申込書（様式第4号） ウ. 秘密保持誓約書（様式1-1） エ. 同種業務受注等実績（様式1-2）
入手方法	名張市ホームページからダウンロードするものとする。

②参加申し込み

本プロポーザルに参加意思がある場合は、「参加申込書」、「秘密保持誓約書」及び「同種業務受注等実績」に必要事項を記載・押印のうえ名張市総務部情報政策室（市庁舎3階）へ提出し、企画提案への参加資格について審査を受けること。なお、「参加申込書」及び「秘密保持誓約書」が期限までに提出されない場合、本企画提案への参加は認めない。本調達に関する資料は、参加資格審査後、本市より配布する。

項目	内容
受付期間	令和5年4月21日（金）～令和5年5月2日（火）まで
提出方法	持参又は郵送 土・日・祝日を除く、8時30分から17時までとする（提出期限の日は正午まで）。なお、参加申込時には、書類の受領のみとし、説明・質問等は受け付けない。 * 郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期間までに必着とする。
提出書類	ア. 参加申込書（様式第4号） イ. 秘密保持誓約書（様式1-1） ウ. ISMS適合性評価制度又はプライバシーマーク制度の認証取得証明書類（写し） エ. 本事業に従事する技術者の経済産業省所管の情報処理技術者試験の高度試験（現行）の資格証明書類（写し） オ. 同種業務受注等実績（様式1-2）及び契約書の写し等内容がわかるもの カ. 提案事業者の会社概要、パンフレット等 ※場合により、追加資料の提示やヒアリングをする場合がある。 提案に関連して必要となる経費については、提案事業者の負担とする。

③提案参加資格審査の結果通知

条件審査の後、通知を行う。

項目	内容
通知日	令和5年4月21日（金）～令和5年5月2日（火）まで

④提案参加決定事業者への書類配布

提案参加資格審査の結果、審査を通過した事業者に下表の様式等を事務局より配布する。

項目	内容
配布予定日	令和5年4月21日（金）～令和5年5月2日（火）まで
配布書類	ア. 仕様書（資料1） イ. 別紙システム別機能要件一覧 ウ. 質問書（様式1-3） エ. 参考見積書（参考様式） オ. 企画提案書作成要領 カ. 情報セキュリティ遵守特記事項（資料2） キ. 個人情報の取扱いに関する特記事項（資料3） ク. 名張市暴力団に関する特記事項（資料4） ケ. 参加辞退届（様式1-4）

⑤質問書の受付期間

項目	内容
受付期間	令和5年4月21日（火）～令和5年5月7日（日）
提出方法	電子メールにより、情報政策室まで送付すること。 メールアドレス it@city.nabari.lg.jp 令和5年5月7日（日）午後5時まで（必着） メール送信の際の件名は以下のとおりとする。 〔5月5日に質問書を送付する場合。〕 件名：【質問】●●株式会社_20230505

⑥質問書への回答予定日

提出された質問事項はすべて取りまとめ、質問事業者名を伏せ、回答を付したものを質問者及び参加者全員へ「回答書」として電子メールに添付し送付する。

項目	内容
回答予定日	令和5年5月10日（水）

⑦企画提案書の提出締切日

項目	内容
提出締切日	令和5年5月22日（月）午後5時まで（必着）
提出方法	事務局へ直接手交
提出書類	企画提案書 参考資料（必要に応じて） 提出書類は書面にて各10部提出し、電子ファイルをCD-Rに収めて1部提出すること。

備考	<p>提出は正午から午後 1 時までの間及び名張市の休日を定める条例(平成元年名張市条例第 1 号) 第 1 条第 1 項各号に定める休日(以下「市の休日」という。)を除く 8 時 3 0 分から 1 7 時までとする。なお、参加申込時には、書類の受領のみとし、説明・質問等は受け付けない。</p> <p>※提出書類等の内容が不明瞭な場合は、必要に応じて詳細ヒアリングを行うとともに、書類の再提出を求める場合がある。</p>
----	--

(4) 審査及び選定方法

①審査

本業務の事業者審査にあたっては、企画提案内容をシステム性能面及び企画提案内容並びに価格面の 3 つの観点から公平かつ客観的に評価を行い、最も優れた企画提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。また、次点交渉権者も併せて選定する。なお、上位 2 社が同点の場合は、提案価格が低い事業者を優先交渉権者とする。

提案者が 1 社となった場合、別途定める最低基準点を超えた場合のみ候補事業者として選定する。

審査	対象	備考
客観的評価	別紙 1 「システム別機能要件一覧」	事業者から提出された提案書の別紙 1 「システム別機能要件一覧」の各業務システムごとの機能要件に対応について評価を行う。
主観的評価	企画提案内容	提案書内容及び提案書に基づくプレゼンテーションに対して評価を行う。
経済的評価	参考見積書	提案上限額を基準として参考見積額の評価を行う。

②選定機関

項目	内容
選定	「名張市統合型行政内部情報システム再構築事業事業者選定委員会」において最優秀事業者を選定する。
通知	最優秀提案事業者及び次点の事業者への審査結果の通知は文書で行う。

③プレゼンテーション

プレゼンテーションは、提案事業者が提出した「企画提案書」を基に実施すること。

項目	内容
予定日	令和 5 年 5 月 2 9 日 (月)
実施場所	庁議室 / (控室) 3 階 3 0 5 会議室
企画提案 質疑応答	提案の提出順に希望時間を確認する。 1 時間程度予定 (発表 4 0 分、質疑応答 2 0 分程度)
実施方法	企画提案は「企画提案書」の電子データを利用して行うこと。なお、プレゼンテーションに必要な機器 (電源・接続ケーブル、プロジェクター等 (※)) は提案事業者が用意すること。 ※スクリーンは本市で用意する。
出席者	出席者は開発担当予定者を含め 5 名までとすること。
傍聴等	プレゼンテーションは非公開とし、他の提案者による傍聴は認めない。

(5) 契約

優先協議対象者に選定された提案事業者は、本市と仕様等詳細協議（委託内容・経費・期間・契約等について再度調整を行い、合計金額の増額は認めない。）を行う。なお、仕様等詳細協議において、協議が成立しない場合は、本市は次点協議対象者と協議を行う。また、調達仕様書をもとに仕様等詳細協議を行った結果を踏まえ、機器調達（保守・運用含む）及び構築にかかる契約締結等を実施する。

4 情報公開

名張市情報公開条例（令和元年条例第23号）に基づき公開します。

5 その他必要と認める事項

(1) 参加辞退

提案を辞退する場合は、提案書提出期限までにすみやかに事務局まで書面にて参加辞退届（様式1-4）を提出すること。また、本市より配布した資料を返却すること。

(2) 費用及び帰属

- ①企画提案書類等の提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等に要する経費は、提案事業者の負担とする。
- ②提案報酬は、支払わないものとする。
- ③提出書類は既に公表されているものを除き原則として非公開とし、提案事業者に無断で使用しないものとするが、プロポーザルに必要な範囲において複製を作成することはある。
- ④提出された書類、DVD-R等は返却しないものとする。

(3) 留意事項

①無効となる提案書

提案書が次の条件のいずれか一つに該当する場合には、審査の対象から除外する。

- i 定めた提出方法、提出先、期限、条件に適合しない提案書
- ii 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない提案書
- iii 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない提案書
- iv 虚偽の内容が記載されている提案書
- v 関係者に関する工作等不当な活動を行ったと認められる場合
- vi この要領に定める手続き以外の方法により、主催者、事務局及び審査関係者に直接、間接に問い合わせや連絡を求めた場合

②参加申込書の提出をもって本要領の掲載内容を承諾したものとみなす。

③名張市から得た資料・情報等は取り扱いに注意するとともに、無断で提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。